

神戸市公衆浴場法施行細則の一部改正（案）について

1 趣旨

神戸市公衆浴場法施行条例（平成 24 年 12 月条例第 43 号。以下「条例」といいます。）を一部改正し令和 2 年 4 月 1 日に施行すべく、この条例の議案（以下「条例案」といいます。）を令和 2 年第 1 回定例市会（2 月議会）に上程しているところです。

この条例案が可決された場合、条例を施行していくうえで必要となる事項を規則で定める必要が出てきます。そこで、現在、条例案が可決されることを前提として「神戸市公衆浴場法施行細則（昭和 61 年 6 月規則第 23 号。以下「規則」といいます。）」を一部改正することを予定しています。

この規則の案のうち、神戸市行政手続条例（平成 8 年 3 月条例第 48 号）第 37 条第 1 項の規定の適用を受けるものについて、皆様のご意見を公募します。

2 意見公募手続の対象となる規則案の概要

条例案第 4 条第 1 項第 15 号イの規定に基づき、浴槽水の清浄を保つ措置として規則で定める措置を、次のとおり規定します。

- (1) 浴槽水の消毒にあたって有効な消毒剤を適切な濃度に維持すること。
- (2) 当該消毒剤の濃度を定期的に確認及び記録し、結果を 3 年間保存すること。

(参考)

(条例案第 4 条第 1 項第 15 号)

浴槽は、毎日完全に排水し、及び洗浄すること。ただし、次に掲げる措置を講じる場合は、1 週間に 1 回以上完全に排水し、及び洗浄することとする。

ア 浴槽水を浴槽外に設置したろ過器（微細な粒子、繊維その他これらに類するものを除去する装置をいう。以下同じ。）でろ過し、これを浴槽に循環させて浴槽水の清浄を保つ装置（以下「循環ろ過装置」という。）を設けた場合

イ 浴槽水の性質上、循環ろ過装置を設けることができない場合で、かつ、浴槽水の清浄を保つ措置として規則で定める措置を講じている場合

3 施行日（予定）

令和 2 年 4 月 1 日